



平成 24 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 スリープログループ株式会社
本 社 所 在 地 東京都新宿区西新宿七丁目 21 番 3 号
代 表 者 代 表 取 締 役 関 戸 明 夫
(コード番号 2375、東証マザーズ)
問 合 せ 先 執行役員 C F O 古 野 孝 志
(TEL 03-6832-3260)

過年度四半期決算の訂正に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月期の四半期報告書および四半期決算短信の記載事項におきまして、一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、訂正報告書を提出すると共に四半期決算短信を再訂正いたしましたので、お知らせいたします。

今回の訂正による過年度業績等への影響については、下記の“訂正の概要”に記載させて戴きますので、ご参照ください。

記

1. 訂正の理由

当社は、平成 22 年 6 月 14 日に提出いたしました第 34 期第 2 四半期（自 平成 22 年 2 月 1 日 至 平成 22 年 4 月 30 日）および平成 22 年 9 月 17 日に提出いたしました第 34 期第 3 四半期（自 平成 22 年 5 月 1 日 至平成 22 年 7 月 31 日）に関わる四半期報告書の訂正報告書を平成 23 年 2 月 28 日に提出いたしましたが、記載事項の一部（投資有価証券の評価及び貸倒懸念債権等）に関して、訂正事項がありましたので、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 4 項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、第 34 期有価証券報告書についての訂正はありません。

また、訂正後の四半期連結財務諸表については、三優監査法人より四半期レビューを受け、その四半期レビュー報告書を添付しております。

また、過年度の四半期決算短信についても再訂正し、お知らせいたします。

なお、訂正理由の詳細につきましては、添付の『スリープログループ株式会社開示調査委員会報告書』をご参照下さい。

2. 訂正の概要

(千円)

決算期	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	訂正額 (B) - (A)
平成 22 年 10 月期 第 2 四半期 (累計)	特別損失	32,121	113,479	81,358
	税金等調整前四半期純利益	177,432	96,074	△81,358
	四半期純利益	131,741	50,382	△81,358
	固定資産 投資その他の資産 その他	783,889	702,531	△81,358
	利益剰余金	197,092	115,733	△81,358
平成 22 年 10 月期 第 3 四半期 (累計)	特別利益	57,709	139,067	81,358
	特別損失	65,900	310,223	244,323
	税金等調整前四半期純利益	216,325	53,360	△162,964
	四半期純利益	174,611	11,646	△162,964
	流動資産 その他	455,417	420,417	△35,000
	固定資産 投資その他の資産 その他	788,147	758,147	△30,000
	固定資産 投資その他の資産 貸倒引当金	△124,627	△160,991	△36,363
	流動負債 偶発損失引当金	—	61,601	61,601
	利益剰余金	239,962	76,997	△162,964

3. 訂正報告書を提出した四半期報告書

平成 22 年 10 月期 第 2 四半期報告書 (平成 22 年 2 月 1 日 至平成 22 年 4 月 30 日)

平成 22 年 10 月期 第 3 四半期報告書 (平成 22 年 5 月 1 日 至平成 22 年 7 月 31 日)

4. 訂正する決算短信等

平成 22 年 10 月期 第 2 四半期決算短信 (平成 22 年 2 月 1 日 至平成 22 年 4 月 30 日)

平成 22 年 10 月期 第 3 四半期決算短信 (平成 22 年 5 月 1 日 至平成 22 年 7 月 31 日)

5. 訂正報告書の訂正内容

訂正内容の詳細につきましては、電子開示システム E D I N E T (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) でご確認ください。(E D I N E T コード E05356)

以上

調査報告書

平成 24 年 2 月 20 日

スリープログループ株式会社

開示調査委員会

目次：

第1 調査の概要

- 1 開示調査委員会設置の背景
- 2 開示調査委員会設置の目的
 - (1) 期間帰属
 - (2) 日本振興銀行株式の減損処理
- 3 開示調査委員会の構成
- 4 調査方法等
 - (1) 調査期間
 - (2) 調査方法
 - (3) 調査範囲

第2 調査結果の概要

1. 期間帰属の適正性
2. 振興銀行株式の減損処理
 - (1) 非上場株式の減損処理
 - (2) 純資産価値が下落し、回復の見込が極めて低いこと
 - (3) バックファイナンスによる譲渡であること

第3 調査によって認定した事実

1. 期間帰属
2. 振興銀行株式

第4 本件事実関係における原因および問題点

第三者調査委員会報告において指摘された原因および問題点

今回再度訂正することとなった原因および問題点

1. 本決算、過年度訂正の検討の限界
2. 当時の対応順位
3. 減損に対する処理について
4. 特別損失の計上は問題ないものの、期間帰属の検討の限界

第5 本件に関する再発防止策

第三者調査委員会報告において指摘された再発防止策

今回再度訂正することとなった再発防止策

1. 問題に対処する社内体制の明確化
2. 業務処理の迅速化、効率化、システム化
3. 社内体制、経理体制のスリム化、シンプル化
4. 専門性の確保

第1 調査の概要

1 開示調査委員会設置の経緯及び目的

スリープログループ株式会社（以下、「TPG」という。）は、平成22年11月18日に代表取締役高野研氏が辞任し、同日、水口雄氏が代表取締役就任した。高野研氏および関係者の不正取引について、平成22年11月19日に第三者調査委員会が組織され、同年12月14日に不正取引の全容が明らかにされた。

同12月14日に社内対策委員会が組織され、発覚した不正取引について、特別損失の計上等処理を行い、併せて、過年度に及ぶ四半期報告書の訂正を行った。責任の追及、損害の回復の為、平成23年5月6日、高野氏に対する訴訟を提起した。本件訴訟は同年11月7日、和解により終結した。

訴訟の過程で、当社より高野氏に対して、資産状況等の開示等を求めた結果、高野氏の資力喪失時期について、当社の認識と異なる内容であった為、正式に調査を開始することとなった。その後、当社が平成23年3月15日に提出した『社内対策委員会の中間報告』および平成23年5月9日に提出した『社内対策委員会の最終報告』について修正を行う可能性のある状態であると思われた為、開示調査委員会を構成し、更なる検証が必要であるとの認識に至った。

2 開示調査委員会設置の目的

当社が、平成22年12月14日付第三者調査委員会による、前代表取締役の不正発覚後、不正取引に係る決算修正を行った平成23年2月28日当時の状況は、高野氏は当社役員を辞任し、会社とはいわば敵対した状況であった為、同氏の発言に対してはその信憑性に疑問があった。

しかしながら、本年11月7日の訴訟終結により、高野氏と改めて事実関係についての話が出来る状況となった等の状況の変化に加え、平成23年8月31日の臨時株主総会において、新たに経営陣を刷新し、内部体制を構築し、企業としての再スタートを切るなかで、公開企業としての適切な処理をするべく、開示調査委員会を設置した。開示調査委員会の役割としては、訴訟の終結により、高野氏から説明を受けることができるので、適切な会計処理および開示書類の訂正について検討することにある。

企業価値の向上の為に社内体制を再構築すると共に、会社の信用を失墜させ顧客や登録エージェント、銀行、取引先、社員をはじめとするステークホルダーに多大なる悪影響を及ぼした前経営者の不正取引の処理について、財務経理部、総務部、内部監査室を中心に改めて見直しを行った。

その結果、平成22年10月期の会計処理について不適切な部分があるとの認識を持つに至った為、開示調査委員会を組織し、再度詳細な調査を行うこととした。

(1) 期間帰属

元代表取締役の不正行為による損失は613,595千円であり、これは第34期期末決算において特別損失として計上されている。第三者調査委員会の報告書によると、不正取引の内容は、中間会社を介して、高野氏に対する融資取引、貸し株取引、会社の資産を自己の為に利用したものに大きく分別出来る。第三者調査委員会の報告書に基づき、判明した不正取引について、高野氏向け債権の回収可能性を検討した結果、特別損失として計上すべきかどうかという論点については疑問の余地がなく、処理自体は適正であると考えた。

一方、特別損失の項目を詳細に分析すると、損失計上したこの取引の帰属時期が果たして平成22年10月第4四半期が適切であるかという問題がある。

債権の相手方が高野氏であった事が明らかになった以上、高野氏の資力に応じて返済可能性が変動するので、同氏の資力判定が必要となる。

当時の経営陣は、高野氏の資力判定を行った際、高野氏の不正取引発覚により辞任した時点で、役員報酬等の収入が断たれた事をもって、平成22年10月第4四半期期間中に資力を喪失したとして処理を行った。

しかしながら、開示調査委員会は、高野氏との裁判の過程で、同氏の資力状況が明らかになるに従い、同氏が不正取引を行った動機等を客観的に判断し、資力喪失時期について、平成22年10月第4四半期より前にあったのではないかという疑問に至った。

(2) 日本振興銀行株式の減損処理

前述の訴訟後の高野氏からのヒアリングによると、高野氏が資力を喪失した決定的な要因として、当社グループでは、平成 21 年 10 月 27 日付にて 1 株 291,000 円で、当社の子会社である株式会社ホーム・コンピューティング・ネットワーク（以下、「HCN」という。）が 343 株、同じく子会社のスリープロネットワークス株式会社（以下、「TPN」という。）が 172 株、合計 515 株について株式会社日本振興銀行（以下、「振興銀行」という。）の第三者割当増資に応ずる形式により 1 億 4986 万円で取得した同行の株式を、高野氏は、自身が代表を務める株式会社KTパートナーズに、中間会社を通して、平成 22 年 6 月 8 日および 9 日に同株式を取得価額で譲渡した事があげられる。譲渡の目的としては、第三者調査委員会の報告書によると、同株式を保有している事のレピュテーションリスクを避ける為であった。

同株式の処理について、高野氏とのヒアリングを元に開示調査委員会において問題としたのは、当時の決算訂正においては、取引形態、スキームについての説明については行ったものの、TPGは同株式の処理手続きについては通常の売却とし、特別な処理を行っておらず、本取引について第三者調査委員会が解明した、同取引は関連当事者取引である事を是認したに留まったのではないかという点である。また、振興銀行が経営破綻に至る経緯の中で、同株式の有価証券としての評価については言及が及んでいなかったのではないかという疑問を抱くに至った。以下、当時の振興銀行を巡る動向について列挙する。

- ・ 平成 15 年、振興銀行株式会社が設立された。

振興銀行の経営問題の発覚および破綻は以下のとおり。

- ・ 平成 22 年 4 月 30 日：金融庁から銀行法に基づく報告命令を受ける
- ・ 平成 22 年 5 月 10 日：木村剛氏が取締役会長を辞任
- ・ 平成 22 年 5 月 27 日：金融庁による行政処分を受ける
- ・ 平成 22 年 6 月 7 日：全国 125 店舗で営業停止、新規大口融資の停止
- ・ 平成 22 年 6 月 11 日：警視庁が銀行法違反容疑で捜査開始
- ・ 平成 22 年 6 月 12 日：立ち入り検査直後に SFCG 関連メールを削除していたことが発覚
- ・ 平成 22 年 6 月 13 日：SFCG との債権取引が偽装取引と知りながら取締役会にて承認していたことが発覚
- ・ 平成 22 年 9 月 10 日：金融庁に破綻申請、民事再生法の適用を申請

開示調査委員会の問題提起としては、事実の詳細は第三者調査委員会の報告書のとおりであるが、問題は、上記時系列にて示した振興銀行株式の価値および流動性が著しく低下していると推定される状況下において、TPGとして、本株式の適切な処理として、非上場有価証券としての減損対象とすべきではなかったかということにある。

第三者調査委員会の報告書によれば、不正取引の中心的なものの一つとして振興銀行株式の取引が挙げられているものの、本取引は、元代表取締役の高野研氏に対する関連当事者取引として、開示注記漏れという評価をしているに留まっており、振興銀行の破綻により同株式の有価証券としての価値の下落、回復の見込みが立たない状況下で、同株式の減損処理等の会計処理を行うべきか否かという会計の適正性や開示の観点からの報告は見受けられない。

よって、開示調査委員会では、この点について検討を加える。

3 開示調査委員会の構成

開示調査委員会の構成は、以下のとおりである。

なお、開示調査委員会の構成員としては、本調査の目的を遂行するために必要な知見を有する者を選任した。

- ・ 委員長 執行役員 C F O 古野孝志
- ・ 委員
社外監査役 独立役員 加地誠輔
弁護士 高芝利仁
財務経理部長 湯川敏充
総務部長 埜本修一郎
内部監査室長（補欠監査役） 西川秀樹
財務経理部 高橋宏

3 調査方法等

（1）調査期間

本調査の調査期間は、平成 23 年 12 月 21 日に調査を開始して以降、平成 24 年 2 月 7 日までの 48 日間に亘り調査した。年末年始の 4 日間を挟むもので、実際は 44 日間である。

平成 24 年 1 月 11 日：委員会開催

平成 24 年 1 月 17 日：委員会開催

平成 24 年 1 月 23 日：委員会開催

平成 24 年 2 月 20 日：調査報告書を取締役会に報告

（2）調査方法

本調査の調査方法は、第三者調査委員会の調査報告書および社内対策委員会の調査報告書を元に、本件の事実関係に関して、①契約書、帳簿、伝票、稟議書、取締役会議事録、執行役員会議事録、関係メールその他関係書類の検証、②第三者調査委員会報告書、社内対策委員会報告書、高野氏との裁判資料の調査を行った。また、③裁判が和解したので、高野氏への聞き取りを行った。

（3）調査範囲

本調査の調査範囲は、平成 17 年 11 月年以降の高野氏が関わる取引、平成 21 年から 22 年会計年度末までの、TPG の子会社による振興銀行株式引受、同株式の譲渡およびこれに関連する取引の経緯、KTP による振興銀行株式の購入、購入資金の調達経緯、高野氏の役員報酬と高野氏向け債権などの対応などを調査範囲とした。

第 2 調査結果の概要

1. 期間帰属の適正性

不正取引に関わる取引および会計処理を再度精査した。

これらの取引に関し、34 期末に残高が存在し、特別損失処理したもののうち、高野氏および高野氏の個人会社である KTP を直接の取引相手とする取引は以下のとおりである。

会社名は第三者調査委員会が使用した名称と同じである。

（1）中間会社からの社債引き受けによる資金の流出

高野氏は、K T P に資金を供給するため、ウ社社債 70,000 千円、エ社社債 60,000 千円を会社に引き受けさせ、不正に資金を支出させた。

（2）中間会社に対する貸付による資金の流出

高野氏は、カ社に 40,000 千円、オ社 35,000 千円に K T P に資金を供給するために、カ社及びオ社に貸付を行い、会社から不正に資金を支出させた。

(3) 中間会社への貸株取引による会社資産の流出

高野氏は、ク社及びケ社に対してTPGが保有するα社株式12,528千円相当及びβ社株式57,928千円相当の株式をKTPに供給するために、中間会社と株券消費貸借契約を締結させ、会社資産を不正に引き出した。

(株価は34期末市場株価)

(4) TPG が契約者である生命保険契約を担保とする個人借入

アクサ生命保険株式会社(以下「アクサ」という。))との間で、保険契約者兼保険金受取人をTPG、被保険者を高野氏とする生命保険契約(一時払い終身保険)を締結している(保険料2016万591円を同月26日に払込み済み)。同じころ、高野氏がγ社との間で、上記一時払い終身保険に質権を設定することを条件に金銭消費貸借契約を締結し、同時に、TPGはγ社との間で上記一時払い終身保険に質権を設定するため、質権設定ならびに契約解除(解約)権譲渡契約を締結した。そして、上記金銭消費貸借契約に基づく借入金は、γ社から高野氏の個人口座に振り込まれた。また、平成15年3月17日、スリープロ株式会社(現TPG。以下「TP」という。))は、TPがピーシーエー生命保険株式会社(以下「PCA」という。))と締結する予定の保険契約に基づく請求権の上にγ社に対する質権を設定する旨の確認書を同社に提示した。そして、同月31日にTPは、前代取を被保険者、保険契約者及び受取人をTPとする生命保険契約をPCAと締結し、同日、TPは生命保険料1510万3490円をPCAに支払っている。それと同時に、当該保険契約について、γ社を質権者とする質権が設定された。債務者は高野氏で、債務額は不明である。

(1)から(4)記載の、以上の第三者調査委員会の報告書記載の高野氏およびKTP向け債権等に加え、長期未収入金計37,727,856円についても、社内対策委員会は回収対象を中間会社から高野氏とすることとした。

高野氏を直接の取引相手とする場合、回収可能性を判断するために高野氏の資力判定等を行い、それを踏まえた上で、高野氏向け債権の損失計上時期を決定する必要がある。

当時の決算訂正では、高野氏向け債権の損失計上時期は34期末としていた。その理由としては、不正発覚による高野氏の辞任に伴い、同氏の収入が断たれた事が主たる要因であるとしており、当時の監査役も高野氏に事情聴取し、「資力喪失時期は辞任のときである。」との供述を得ている。

しかしながら、高野氏との訴訟の過程で同氏の資産状況が開示され、また、同氏とのヒアリングより、高野氏の資産状況が明らかになってきた。

高野氏の資力喪失時期を客観的に把握するために、高野氏向けの債権の債権額と高野氏の当社からの役員報酬の60%(税率40%と想定)を比較し検証した。

同氏は、東証マザーズ上場企業の代表取締役の立場にあり、TPG株式も20%以上保有していたことから、債務弁済をしうる規模の資産も有しており、支払い能力が安定していたように見受けられる。そして、高野氏の年間役員報酬額に対して、当社および子会社の高野氏向けの債権および貸付資産残高の合計額は、平成22年4月第2四半期までは2倍前後であった。しかし、平成22年7月第3四半期では10倍を超えており同氏が負債超過に陥っていたことが確認される。急激な負債超過に陥った要因としては、振興銀行破綻による振興銀行株式価値の下落によるものと推定される。

よって、今後10年間分以上の代表取締役としての報酬とほぼ等しい負債を抱えた状態に陥った平成22年7月第3四半期に資産状況が悪化しており、同氏の資力喪失の時期はこの期間であると考えるのが妥当であると思われる。

当社としては、これを裏付けるために、開示調査委員会メンバーの高芝弁護士による高野氏への聞き取り調査を行った。監査役による事情聴取は、訴訟が予想される環境下で行われたものであり、和解が成立した今日において改めて事情聴取することは有効であると判断したためである。

その結果、高野氏自身も振興銀行破綻以降、個人の資産と負債のアンバランスが著しくなったことを認めており、同氏の資力喪失時期としては平成22年7月第3四半期間中である可能性が認められた。

2. 振興銀行株式の減損処理

調査の概要に記載のとおり、当社グループでは、平成 21 年 10 月 27 日に 1 株 291,000 円で TPG の子会社である HCN が 343 株、同じく子会社の TPN が 172 株、TPG 合計 515 株について、振興銀行の第三者割当増資に応ずる形式により 1 億 4986 万円で取得した。

振興銀行の問題発覚後、平成 22 年 6 月 8 日に不正取引の中間会社から HCN に 9981 万円、6 月 9 日に TPN に 5005 万円が入金され譲渡が完了したことになる。

この時期の会計処理について、以下の 3 点から検討を行った。

(1) 非上場株式の減損処理

当社では、非上場会社の株式について、金融商品に関する会計基準に従い、発行会社の財政状態の悪化により実質価値が著しく低下（50%程度以上の低下）した場合には、減損処理を行っている。

本件においては、修正後発事象として減損処理を行っていないが、関連当事者との取引においては、慎重に判断すべきと思量する。

(2) 純資産価値が下落し、回復の見込が極めて低いこと

非上場の振興銀行株式は、1 株当りの取得価格 291,000 円、平成 22 年 3 月末の同社の決算公告によれば 1 株当たり純資産額 133,022.92 円という 50%以上の下落した状態にあった。これに加えて、TPG の平成 22 年 4 月第 2 四半期の決算処理中に、振興銀行経営破綻の報道に続き、業務停止や強制捜査が行われており、振興銀行の純資産の回復が見込めない状態であったと考える。

(3) バックファイナンスによる譲渡であること

第三者調査委員会の報告のとおり、振興銀行株式は TPG 子会社から中間会社を通して KTP に移動しており、しかもその資金は TPG 子会社から出ている。これはバックファイナンス付の株式移動であり、TPG の子会社自身の資金を使って TPG 子会社から譲渡を受けたに過ぎない。

また、確かに TPG 子会社から外部へ移転してはいるが、振興銀行破綻が明らかな状態になってから、レピュテーションリスクを回避するための K T P（実質、高野氏）への取得原価にての譲渡であるので、同株式の減損処理後の譲渡にかかる譲渡差額の会計処理としては、株式売却益ではなく受贈益による戻しの処理を平成 22 年 7 月第 3 四半期ですべきであると思量する。

第 3 調査によって認定した事実

1. 期間帰属

高野氏向けの債権および貸付資産にかかる引当金等については、既に計上している 34 期末から、高野氏の資力喪失時期と推定される平成 22 年 7 月第 3 四半期に計上すべきと思われる。

ただし、確定的とはいえない部分もあるので、金融商品会計に関する実務指針の財務内容簡便法を用い、上記債権および貸付資産の 50%を投資有価証券評価損、貸倒引当金繰入額、偶発損失引当金繰入額として平成 22 年 7 月第 3 四半期に計上すべきと思われる。

この結果、平成 22 年 7 月第 3 四半期の四半期報告書を訂正すべきであると思われる。

ただし、この処理は、34 期末決算には影響を与えない。

2. 振興銀行株式

振興銀行株式については、第三者調査委員会の報告書および高野氏に対する訴訟（平成 23 年 11 月和解済）においても不正取引の重要な点として記述されているが、会計処理の訂正としては特段行われていない。

振興銀行は、増資によって取得した簿価に対して、平成 22 年 3 月決算時点で 50%以上の純資産の減少が明らかであること、ならびに、破綻の報道およびその後の業務停止処分や警視庁の捜査によって早期の純資産の回復が困難であることが明らかであることから、平成 22 年 4 月第 2 四半期で純資産額までの減損処理を行うべきであると思われる。

仮に、6 月 8 日および 9 日に取得価額で譲渡がなされていたとしても、バックファイナンス付の譲渡であることから、平成 22 年 7 月第 3 四半期において、減損処理した価額から譲渡価額との差額を受贈益として計上するべきであると思われる。

この結果、平成 22 年 4 月第 2 四半期と同年 7 月第 3 四半期の四半期報告書を訂正すべきであると思われる。

第4 本件事実関係における原因および問題点

高野氏による不正発覚後、第三者調査委員会において明らかになった事実に対する決算訂正、摘出された課題を経営が不安定な状況下に限られた時間内での処理。さらに、市場、取引先、従業員等のステークホルダーからの信用回復に向けて一定の成果を果たす事ができたことは、当時の経営陣および社員、会社関係者の努力によるものとする。

しかし、この度、過年度に及ぶ決算の訂正を行わなければならないそもそもの原因は、高野氏による不正取引に端を発している。

よって、本件事実関係における原因および問題点を考える場合には、まず不正取引の原因を記載する必要があるものと思われるので、第三者調査委員会報告における本件の原因を再度記載する。(文章のつながりを考慮し、最小限の修正を加えている。)

本件不正事案の発生の背景には、次のような原因が存在すると考えられる。

(1) 前代取の意思決定への過度の依存

TPG は、前代取が大学生時代より事業を開始して成長させてきた企業であり、その延長線上に株式公開もあった。取締役会や執行役員会では、活発な議論がなされているというものの、最終的な会社の意思決定については前代取の意向が大きな影響を与えていたと思われる。取締役会の構成人員が社外取締役によりその多くを占められており、執行役員が頻繁に入れ替わる状況とも相まって、前代取の意向に沿った会社の意思決定がなされることが多い状況にあったと思われる。

(2) 安定株主の不在

株式公開後、同業他社が大株主として名を連ねていた。これらの企業は安定株主とはならず、逆に同業他社は敵対的買収の姿勢を見せていたこともあるという。前代取は、平成 17 年 10 月期より TPG の筆頭株主の地位を占めているが、前代取及び某取締役の持株比率のみでは安定的な企業運営を行えるに足るものではなかった。

加えて、同業他社から買取った自己株式の処分の必要性が生じた。前代取は、自己株式の早期処分を金融機関に約束したものの、自己株式の処分の相手先が見つからない状況にあった。そのため、前代取は、自ら自己株式を引き受けざるをえなかった。

(3) 所有と経営の一致

TPG は平成 15 年に株式公開を実施して、東京証券取引所マザーズ市場に上場を果たすものの、安定株主が確保できない状況もあり、前代取が平成 17 年 10 月期より筆頭株主としての地位を占めている。

その様な中で、一連の各不正行為を巡って前代取により行われた各行為を見ていくと、前代取に TPG の利害と個人の利害を混同し、手続を軽視するような意識があったことを否定できないものと考えられるところである。

(4) 前代取の独走を許した企業風土・組織

ア 取締役会

不正発覚当時の TPG の取締役会は前代取を含めて 8 名で構成されていた。定款上、全ての取締役の任期は 1 年以内であり、取締役会は監査役出席のもと月 1 回開催されていた。

しかしながら、社外取締役は取締役会の過半数を占める 5 名に及び、取締役会の中で社内取締役は少数派であった。その結果、TPG の事業や経営状況に精通した取締役は非常に少なく、相対的に深い議論が交わされることがなかった模様である。

また、社外取締役の中には TPG の事業と競合関係にある同業他社の役員が存在し、TPG の事業・経営・財務状況が競合他社に筒抜けになる可能性も考えられる。

このため、取締役会では事業の根幹にかかわる情報を開示し、実のある議論を行うことができな

かった、という意見もある。

イ 執行役員会

不正発覚当時の執行役員で構成する執行役員会は、前代取に対する十分な牽制機能を果たすことができなかった。執行役員会の構成員は、任期が相対的に短く、毎年構成員が入れ替わるような状況であった。そのため、各構成員の TPG に対する理解は必ずしも十分ではないと考えられる。

他方、取締役と異なり、執行役員は前代取の指名により就任していた。そのため、前代取の意向に容易に反対を表明できない状況にあった。

ウ 監査役

不正発覚当時の TPG の監査役会は4名で構成されており、うち3名は社外監査役である。社内監査役1名が唯一の常勤監査役となっている。

常勤監査役は執行役員会に出席しており、また、全監査役は月に一回開催の取締役会に出席している。にもかかわらず、本事件が発生したことは、適切な業務監査が実施されていなかったといえる。

更に、社外監査役の一名は、KTP の税務申告書の作成及び記帳業務を税理士として代行していた。つまり、本来、代表取締役の職務執行を監査する立場にいる監査役が、代表取締役の資産管理会社の経理及び税務業務を受託して、経済的便益を得ていたこととなる。ステークホルダーが期待する社外監査役としての役割を遂行できていなかったといえる。

エ 内部監査室

不正発覚当時、内部監査室は、内部監査計画に基づき業務全般に関して、法令、定款、社内諸規程の遵守の状況、業務執行の手続き及び妥当性について、内部監査を常時実施することになっていた。しかしながら、内部監査室の人員数に比べて子会社数が相対的に多いため、内部監査室としての本来の機能を実施できていない状況であった。

内部監査室による業務監査は、実質的には信託銀行出身の内部監査室長1名の体制である。同人は TPG の資本政策や前代取の資産管理会社への助言業務を実行しており、日本振興銀行株式会社売却スキームや中間会社の社債引受及び融資、貸株取引等に深く関与していた。そのため、内部監査室は本来の目的に沿って機能していなかったと考えられる。

オ 稟議等の社内意思決定プロセス

職務権限規程が整備され、稟議体制が構築されている。しかし、稟議書に付属資料の添付がなく最終決裁まで通過してしまうケースがあるという。これらの行為は、稟議体制が形式面については存在するものの、実質面においては実際には機能していないといえる。稟議書の決済を口頭承認で済ませることもあり、前代取の意に沿う形で稟議書の承認がなされたり省略されたりした可能性がある。

カ 構成員のコンプライアンス意識の不足

前代取の主導により、株式譲渡承認通知及び引受社債の発行会社等の実態と異なる決算書等が作成されていたが、従業員の一部には当該行為を許容する企業風土が存在する。すなわち、従業員を含めた構成員のコンプライアンス意識が不足している可能性があると考えられる。

上記第三者調査委員会の報告を受けて過年度訂正を行ったにも関わらず、今回再度の、第34期第2四半期および第3四半期の過年度訂正を行わなければならない状況となったことは、以下のような問題があったと思われる。

1. 本決算、過年度訂正の検討の限界

平成22年11月18日に高野元代表取締役が辞任して以降、第三者調査委員会の調査と報告、社内対策委員会の調査、第34期10月期決算短信の提出、第30期から34期第3四半期までの過年度訂正、開示遅延による監理銘柄への指定、定時株主総会、株主総会継続会、第34期有価証券報告書の提出、第35期第1四半期決算および開示というように、不安定な体制において、限られ

た時間の中、市場、取引先、従業員等のステークホルダーからの信用回復に向けて経営課題が山積され処理すべき対象が膨大であり、限られた人員で対処せざるを得ないため実質的な検討に限界があったことが挙げられる。

不正取引を防止することが最重要課題であるが、これは平成 23 年 5 月 9 日発表の社内対策委員会報告のとおりである。

次に、問題を緊急に処理する場合の社内体制と普段から想定し、明確な指揮命令系統の下、社外の協力も得つつ一気に問題解決を図る体制を確立しておく必要があるものと思われる。

(2) 当時の対応順位

本件の問題は、そもそも不正取引に端を発しているが、当時の状況を振り返ると、混乱状況の中、経営陣が十分に検討する時間的余裕がなく、事実の解明と決算の迅速化に優先順位をおかざるを得なかったことにも起因するものと思われる。

(3) 減損に対する処理について

振興銀行株式は、当時は減損すべきと判断しなかった。平成 22 年 4 月第 2 四半期の決算において、振興銀行株式を減損処理するかどうかが経理部門責任者が経営陣に相談したところ、契約、入金および譲渡承認があるため修正後発事象に該当し、減損する必要はないとの指示を受けたと報告されている。平成 23 年 2 月提出済の訂正報告書も同様の所見であった。しかし、今回、譲受人 K T P (実質、高野氏) の平成 22 年 7 月第 3 四半期での資産喪失状態が判明したため、関連当事者取引における修正後発事象の認識については、慎重に行う必要があったと思われる。

(4) 特別損失の計上は問題ないものの、期間帰属の検討の限界

613 百万円という不正取引に関する特別損失を計上したことは重要ではあるが、期間帰属の検討に限界があったといわざるを得ない。限られた時間という問題や高野氏の協力が得られないという状況は厳しい制約条件であると思われる。しかし、期間帰属は会計処理や開示には重要な点であるので、今後の処理に際しては、期間帰属のチェックを入れていくことが重要であると思われる。

第5 本件に関する再発防止策

再発防止策についても、そもそもの原因が高野元代表取締役の不正取引にあるので、第三者調査委員会が指摘した再発防止策を再度記載する。(文章のつながりを考慮し、最小限の修正を加えている。)

本調査で指摘した一連の不正行為(日本振興銀行株売却スキーム、中間会社の社債の引受及び融資、キ社に対する営業保証金預託、貸株取引及び生命保険契約を担保とする個人借入を指す。以下総称して「一連の不正行為」という。)は、内部統制が整備されていて然るべき上場企業において発生したものである。組織上は、取締役会、監査役会、内部監査室等の監督監視機関が存在していたにもかかわらず、今般の一連の不正行為が発生した。そのため、不正行為の再発防止の観点からは、現在ある監督監視機関の機能強化及び役員・従業員一人一人のコンプライアンス意識の向上が何より必要なことといえる。このような観点から、不正防止を目的とした再発防止策として以下の点を提言する。

1 経営陣の刷新

TPG においては、権限規程等の形式面は整っていたが、実態面において前代取に権限が集中しており、一連の不正行為を主導した前代取の判断に対する監視・監督が働かないという企業風土が存在した。前代取は一連の不正行為の一部を事前に取締役会あるいは執行役員会の構成員の一部に示唆しているが、前代取の行為を抑止するような行動は取られておらず、取締役会及び執行役員会が有効に機能していたか、という観点については疑問が残るといわざるを得ない。

既に、前代取は代表取締役社長を辞任しているという意味で、本件の一連の不正行為の発生原因は一部除去されているが、取締役会あるいは執行役員会のあり方については、各構成員の見直

しを含めて、抜本的に刷新するという方針のもとに改善及び改革がなされるべきであると考える。

2 安定株主の確保

TPG はこれまで買収の脅威を回避するために、安定株主の獲得を目指して活動を行ってきた。今後はガバナンス体制の在り方を十分に協議の上で、業務上つながりの深い関係先等との間で業務提携若しくは資本提携を構築するなど、安定株主のあり方については十分に検討する必要があると考える。

3 所有と経営の分離による機能強化

TPG は、前述の通り、他社からの買収の脅威にさらされてきた。そのため、株式公開後、前代取は自らの持株比率を上昇させるように努め、平成 17 年 10 月期には、TPG の筆頭株主となり今日に至っている。

その結果、TPG は公開会社でありながら、いわゆるオーナー企業と同様の運営を継続しており、TPG 株式を所有している主な株主が経営権を確保し、会社を運営するといったいわば「所有と経営の一致」という状況であった。

上記の状況のもとでは、前代取が TPG の利害と前代取の個人的利害を混同し手続を軽視する意識を有することを否定できず、株主総会による経営陣に対する監視機能は当然に適切に機能してこなかった。

既に、前代取は代表取締役社長を辞任しているという意味で、経営を別の主体に委ねる他になく、かかる観点から「所有と経営の分離」は図られることになる。他方で別の株主による監視監督機能の観点、及び経営の主な意思決定を行ってきた前代取に代わって、新社長がどのような経営をしていくべきかという観点については、今後の経営課題と考える。

4 企業風土や組織の改編

(1) 取締役会の機能強化

取締役会の構成員が 8 名中 5 名の社外取締役によって構成されており、経営上の機密事項等もあり、踏み込んだ意思決定ができていなかった、という観点に鑑み、今後は執行役員会で議論・決議された事項を把握する目的で、執行役員会の議事録を取締役及び監査役に事前配布することにより、取締役会における議論の内容を深め、効果的な職務執行の監督体制を構築することも検討する必要があると考える。

また、取締役会規程の内容を見直し、取締役会に付議すべき取引金額の引き下げ等を行うなどの再発防止策を講じる必要があると考える。

(2) 監査役会の機能強化

監査役会の構成員の過半数が社外監査役である現状を改め、常勤監査役を一時的に増員して、取締役に対する牽制機能を強化する。同時に、監査役会は、現場の状況を適時的確に把握できるよう、機動的な、かつ、効果的な業務監査体制を構築する。監査役会、財務経理部、経営管理室（法務担当部署）、内部監査室の 4 者の密接な連携、情報共有を図るとともに、定期的な 4 者ミーティングを実施する。また、4 者ミーティングの当事者は、収集した情報のうち必要な情報を、迅速かつ適切に監査法人に伝達し、情報の共有を図り、不正行為の未然防止または早期発見に役立てることも重要であると考えられる。

(3) 執行役員会の機能強化

一連の不正行為において、連結子会社の代表取締役が詳細を認識しないまま、当該連結子会社と外部会社の間で取引契約書が締結されていた事案がある。このような事態を回避する目的で、TPG は、連結子会社の代表取締役を原則執行役員として、執行役員会に参加させ、グループ経営の重要な意思決定を担わせる必要があると考えられる。

一連の不正行為において実行された取引の一部は、執行役員会において決議不要の取引であった。そのため、権限規程を見直すことにより、一連の不正行為において実行された取引は、執行役員会の決議事項とし、執行役員会で決議されずに実行されることのないように改める必要があると考えられる。

(4) 内部監査機能の強化

内部監査室の業務監査専属者を増員して、効果的かつ効率的な内部監査を実施する。内部監査室の従業員は、他の部門の業務からの独立性を十分に確保して、業務上の兼任を認めないような体制を構築する。

また、内部監査室の内部監査グループと監査法人の間で緊密な情報交換がなされていなかったことから、今後は内部統制の精度向上の観点より、定期的に内部監査室と監査法人が意見交換を実施する体制を整える。

(5) 従業員及び役員に対するコンプライアンス教育の充実

取引先の決算書や株式譲渡承認通知等の書類を会社従業員あるいは外部業者を利用して、事実と異なる書類を作成していたことが判明していることから、執行役員・取締役を含む関係者のコンプライアンス意識、遵法精神を再構築する必要があると考える。

そのため、再発防止のために、今後一定のコンプライアンス教育プログラムを策定し、役職員教育を通じて業務遂行に必要なコンプライアンス意識の向上とともに、企業人として適切な倫理観、道徳観の醸成を図る必要があると考える。

(6) 稟議システムの効果的運用

稟議システムが WEB 上にて運用されているが、システムの運用上、場合によっては、起案者の想いのままに決済可能となるような設計になっている。この点は稟議起案者の制限、稟議起案時の事前検討の充分性、権限規程との整合性、執行役員会及び取締役会への上程可否、などの諸条件を外部専門家による検証の上、再設計する必要があると考える。

(7) 諸規程の改定

本件で問題となった取引の中には、取締役会で議論されなかったものも存在する。そのため、取締役会運用ガイドラインの「決議事項の付議基準」を変更し、本件で問題となった取引が取締役会で議論及び決議される必要があると考える。

稟議書の起案事項が多いとともに、承認者が多いため、稟議書に明記された承認者が承認せずとも、上長の承認等により、稟議が最終的に決済される現状を改める必要がある。また、実際に会議体が招集されて議論がされているにもかかわらず、議事録が作成されないケースがある。取締役会、監査役会、執行役員会の議事録は必ず作成されるように規程を改めるとともに、運用体制を定期的にモニタリングする必要があると考える。

第三者調査委員会提言らの再発防止策および社内対策委員会による再発防止策を経営の最重要課題として取り組んでいく事は言うまでも無い。それに加えて、再度の過年度訂正を行うことになったことについては、以下のような再発防止策を実施していきたい。

1. 問題に対処する社内体制の明確化

本件のような問題が発生した場合には、代表取締役および代表が指名した最高責任者による指揮命令系統の下、社内外の力を結集して問題解決に当ることが求められる。普段から緊急事態に対処できる体制を準備することが必要であると思われる。

2. 業務処理の迅速化、効率化、システム化

当社グループは売上数値や原価数値、管理費数値などを迅速に処理する体制が弱い。内容を分析する場合でも瞬時に対応できるよう、基本的な通知のシステム化、事業結果の日次報告システムなど、業務の迅速化、効率化、システム化をより一層推進する必要があるものと思われる。

3. 社内体制、経理業務のスリム化、シンプル化

当社グループは上場企業である TPG の下、9 社の子会社がある。子会社ごとに細かな経営を行うという趣旨での組織化であったが、迅速化効率化という観点では無駄が多い。これらの子会社を適切な単位に集約し、組織のスリム化、シンプル化を行うことで迅速化効率化を図る必要があるものと思われる。

これにより、経理業務の迅速化効率化をより一層推進していくことが必要であるものと思われる。

4. 専門性の確保

経理、開示業務を中心とする管理部門として、緊急時や大きな問題が発生した場合に求められる専門性が不足していた面が否めない。上場企業に求められるノウハウや専門性は多面的なので、社外の教育や研修への参加、他企業での事例研究などを通じて、管理部門の専門性を高め社内のノウハウ蓄積を図ることが必要であると思われる。

以上